四十一の四　法第四十一条第一項第十三号の灯火装置及び反射器並びに同項第十五号の指示装置の取付装置（二輪自動車に備えるものに限る。）

四十二～四十七　（略）

（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～三の九　（略）	（略）
四　第二条第四号の施錠装置	第六十二号改訂版
四の二～五の四　（略）	
五の五　第二条第五号の五の衝突被害軽減制動制御装置	第百五十二号改訂版
五の六～六の五　（略）	（略）
七　第二条第七号の外装	第二十六号第四改訂版
八　第二条第八号の外装の手荷物積載用部品	
九　第二条第九号の外装のアンテナ	
十～三十四の四　（略）	（略）
三十四の五　第二条第四十号の五の事故自動緊急通報装置	第百四十四号改訂版
三十四の六～三十五の二　（略）	（略）
三十五の三　第二条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	第四十八号第七改訂版
三十五の四　第二条第四十一号の四の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	第五十三号第三改訂版
三十六～三十八　（略）	（略）

（新設）

四十二～四十七　（略）

（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～三の九　（略）	（略）
四　第二条第四号の施錠装置	第六十二号
四の二～五の四　（略）	
五の五　第二条第五号の五の衝突被害軽減制動制御装置	第百五十二号
五の六～六の五　（略）	（略）
七　第二条第七号の外装	第二十六号第三改訂版
八　第二条第八号の外装の手荷物積載用部品	
九　第二条第九号の外装のアンテナ	
十～三十四の四　（略）	（略）
三十四の五　第二条第四十号の五の事故自動緊急通報装置	第百四十四号
三十四の六～三十五の二　（略）	（略）
三十五の三　第二条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	第四十八号第五改訂版
三十五の四　第二条第四十一号の四の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	第四十八号第六改訂版
三十六～三十八　（略）	（略）